

## 法務省ガバナンスPTの設置について

〔 令和3年1月26日 〕  
〔 法 務 大 臣 決 定 〕

### 1 法務省ガバナンスPT

○目的： 公文書の作成・管理の在り方等の法務省のガバナンスに関する事項のほか、下記ワーキンググループから示された組織運営上の具体的な改善方策等について、検討を行い、実施する。

○構成： 別紙のとおり

○事務・進行： 大臣官房秘書課

### 2 ワーキンググループ

○目的： 一筆書きキャラバンやその他の機会に示された職員の声などを基に、法務省における組織運営上の改善方策等について、中堅職員が議論し、その意見を上記PTに提示する。

○構成： 中堅職員16名

※ 民事局, 刑事局, 矯正局, 保護局, 人権擁護局, 訟務局,  
出入国在留管理庁, 公安調査庁 各2名(男女1名ずつ)

○事務・進行： 大臣官房秘書課

## 法務省ガバナンスPT構成

座 長：大臣官房長

構成員：大臣官房秘書課長

大臣官房人事課長

大臣官房会計課長

大臣官房国際課長

大臣官房施設課長

大臣官房厚生管理官

大臣官房司法法制部司法法制課長

民事局総務課長

刑事局総務課長

矯正局総務課長

保護局総務課長

人権擁護局総務課長

訟務局訟務企画課長

法務総合研究所総務企画部付

出入国在留管理庁総務課長

公安調査庁総務部総務課長

公安審査委員会事務局長